八・五％」に、「

(二) その他のもののうち

」を「

(一) 砂糖を加えたもの
A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち
チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの　一％
B その他のもののうち
しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの　二七％
(二) その他のもののうち

」に、「

一八〇六・九〇　その他のもの

」を「

一八〇六・三二　その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
詰物をしてないもの
二 その他のもの
(一) 砂糖を加えたもののうち
チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
一八〇六・九〇　その他のもの
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの　一％

」に、「

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの　二一％

」を「

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの　二一％
(二) その他のもの
A 砂糖を加えたもののうち
チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの　一％

」に改める。

別表第一第一九〇一・九〇号中「

(2) その他のもののうち
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの　二五％

」を「

(2) その他のもののうち
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの　二五％
二 その他のもの
(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品
A 砂糖を加えたもの
(b) その他のもの　二八・八％

」に改める。

別表第一第二〇・〇二項の次に次の一項を加える。

「

二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 一 砂糖を加えたもの (二) その他のもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	一％
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 さやを除いた豆 一 砂糖を加えたもの (二) その他のもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	一％

」